

町田市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 (2 0 2 2 年) 8 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立公園条例の一部を改正する条例

町田市立公園条例（昭和45年12月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

別表第1（第7条関係）

都市公園名	有料公園施設の名称
略	略
野津田公園	略
	野津田公園テニスコート
	野津田公園北テニスコート
	略
略	略
成瀬うさぎ谷戸公園	略
本町田後田公園	本町田後田グラウンド
	本町田後田公園駐車場
小山上沼公園	小山上沼グラウンド
	小山上沼公園駐車場

別表第2（第7条関係）

- 1 略
- 2 駐車場

有料公園施設の名称	利用時間
略	略
成瀬うさぎ谷戸公園駐車場	略

改正前

別表第1（第7条関係）

都市公園名	有料公園施設の名称
略	略
野津田公園	略
	野津田公園テニスコート
	略
略	略
成瀬うさぎ谷戸公園	略

別表第2（第7条関係）

- 1 略
- 2 駐車場

有料公園施設の名称	利用時間
略	略
成瀬うさぎ谷戸公園駐車場	略

本町田後田公園駐車場	午前 6 時から午後 9 時 3 0 分まで
小山上沼公園駐車場	午前 6 時から午後 9 時 3 0 分まで

3 運動施設

有料公園施設の名称	利用単位	利用時間	専用利用時間
略	略	略	略
成瀬鞍掛グラウンド	略	略	略
本町田後田グラウンド	2 時間	午前 9 時から午後 9 時まで	同左
小山上沼グラウンド	2 時間	午前 9 時から午後 9 時まで	同左
略	略	略	略
野津田公園テニスコート	略	略	略
野津田公園北テニスコート	2 時間	午前 9 時から午後 9 時まで	同左
略	略	略	略

備考 略

4 略

別表第 3 (第 7 条関係)

3 運動施設

有料公園施設の名称	利用単位	利用時間	専用利用時間
略	略	略	略
成瀬鞍掛グラウンド	略	略	略
略	略	略	略
野津田公園テニスコート	略	略	略
略	略	略	略

備考 略

4 略

別表第 3 (第 7 条関係)

有料公園施設の名称	休館日・休場日
略	略
略 成瀬鞍掛グラウンド <u>本町田後田グラウンド</u> <u>小山上沼グラウンド</u> 略 野津田公園テニスコート <u>野津田公園北テニスコート</u> 略	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

別表第4（第8条、第8条の2、第21条関係）

- 1 略
- 2 駐車場

自動車の区分	駐車料金
略	略
道路交通法第3条に規定する中型自動車	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1)・(2) 略 (3) 薬師池公園駐車場、薬師池西公園駐車場、芹ヶ谷公園駐車場、 <u>成瀬うさぎ谷戸公園駐車場、本町田後田公園駐車場及び小山上沼公園駐車場</u> 1,000円 (4) 略
道路交通法第	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当

有料公園施設の名称	休館日・休場日
略	略
略 成瀬鞍掛グラウンド 略 野津田公園テニスコート 略	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

別表第4（第8条、第8条の2、第21条関係）

- 1 略
- 2 駐車場

自動車の区分	駐車料金
略	略
道路交通法第3条に規定する中型自動車	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1)・(2) 略 (3) 薬師池公園駐車場、薬師池西公園駐車場、芹ヶ谷公園駐車場及び <u>成瀬うさぎ谷戸公園駐車場</u> 1,000円 (4) 略
道路交通法第	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当

3条に規定する普通自動車及び準中型自動車	<p>該各号に定める金額</p> <p>(1) サン町田旭体育館駐車場、町田中央公園駐車場、薬師池公園駐車場、薬師池西公園駐車場、芹ヶ谷公園駐車場、<u>成瀬うさぎ谷戸公園駐車場</u>、<u>本町田後田公園駐車場</u>及び小山上沼公園駐車場 時間制による駐車料金</p> <p>(2) ・ (3) 略</p>
----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考

1・2 略

3 無料時間内に駐車場から退場し、かつ、再度当該駐車場に同一の自動車を駐車した場合において、当該退場をした時刻から当該再度駐車をした時刻までの時間が15分以内であるときは、当該時間も継続して駐車をしていたものとみなす。ただし、当該駐車場がサン町田旭体育館駐車場、町田中央公園駐車場、薬師池公園駐車場、薬師池西公園駐車場、芹ヶ谷公園駐車場、成瀬うさぎ谷戸公園駐車場、本町田後田公園駐車場又は小山上沼公園駐車場である場合については、この限りでない。

4 駐車券の紛失等により駐車場の利用時間が特定できない場合は、当該駐車場に8時間を超えて（鶴間公園駐車場にあっては、8時間を超え8時間30分まで）駐車をしていたものとみなす。

3 運動施設

(1) 施設利用料金

ア 専用利用の場合の利用料金

(ア) スポーツに利用する場合（鶴間公園を除く。）

有料公園	利用	入場料の	入場料の徴収又はこれに類する取扱
------	----	------	------------------

3条に規定する普通自動車及び準中型自動車	<p>該各号に定める金額</p> <p>(1) サン町田旭体育館駐車場、町田中央公園駐車場、薬師池公園駐車場、薬師池西公園駐車場、芹ヶ谷公園駐車場及び<u>成瀬うさぎ谷戸公園駐車場</u> 時間制による駐車料金</p> <p>(2) ・ (3) 略</p>
----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考

1・2 略

3 無料時間内に駐車場から退場し、かつ、再度当該駐車場に同一の自動車を駐車した場合において、当該退場をした時刻から当該再度駐車をした時刻までの時間が15分以内であるときは、当該時間も継続して駐車をしていたものとみなす。ただし、当該駐車場がサン町田旭体育館駐車場、町田中央公園駐車場、薬師池公園駐車場、薬師池西公園駐車場、芹ヶ谷公園駐車場又は成瀬うさぎ谷戸公園駐車場である場合については、この限りでない。

3 運動施設

(1) 施設利用料金

ア 専用利用の場合の利用料金

(ア) スポーツに利用する場合（鶴間公園を除く。）

有料公園	利用	入場料の	入場料の徴収又はこれに類する取扱
------	----	------	------------------

施設の名 称等	単位	徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	いをする場合		
			入場料が 1,000 円以下の 金額のと き。	入場料が 1,000 円を超え 3,000 円未満の 金額のと き。	入場料が 3,000 円以上の 金額のと き。
略	略	略	略	略	略
成瀬鞍掛 グラウン ド	略	略	略	略	略
本町田後 田グラウ ンド	2時 間	2,090 円	4,190 円	6,280 円	8,380 円
小山上沼 グラウン ド	2時 間	1,050 円	2,100 円	3,150 円	4,200 円
略	略	略	略	略	略
野津 田公 園テ ニス コー	略	略	略	略	略

施設の名 称等	単位	徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	いをする場合		
			入場料が 1,000 円以下の 金額のと き。	入場料が 1,000 円を超え 3,000 円未満の 金額のと き。	入場料が 3,000 円以上の 金額のと き。
略	略	略	略	略	略
成瀬鞍掛 グラウン ド	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
野津 田公 園テ ニス コー	略	略	略	略	略

ト						
野津 田公 園北 テニ スコ ート	1 面	2時 間	1,040 円	2,090 円	3,140 円	4,190 円
略	略	略	略	略	略	略

(イ) その他の事業等に利用する場合（鶴間公園を除く。）

有料公園 施設の名 称等	利用 単位	入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が 1,000 円以下の金 額のと き。	入場料が 1,000 円を超え 3,000 円未満の 金額のと き。	入場料が 3,000 円以上の 金額のと き。
略	略	略	略	略	略
成瀬鞍掛 グラウン ド	略	略	略	略	略
本町田後 田グラウ	2時 間	41,90 0円	52,38 0円	62,85 0円	73,33 0円

ト						
略	略	略	略	略	略	略

(イ) その他の事業等に利用する場合（鶴間公園を除く。）

有料公園 施設の名 称等	利用 単位	入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が 1,000 円以下の金 額のと き。	入場料が 1,000 円を超え 3,000 円未満の 金額のと き。	入場料が 3,000 円以上の 金額のと き。
略	略	略	略	略	略
成瀬鞍掛 グラウン ド	略	略	略	略	略

ンド						
小山上沼 グラウン ド		2時 間	21,00 0円	26,25 0円	31,50 0円	36,75 0円
略		略	略	略	略	略
野津 田公 園テ ニス コート	略	略	略	略	略	略
野津 田公 園北 テニ スコ ート	1面	2時 間	20,95 0円	26,19 0円	31,42 0円	36,66 0円
略		略	略	略	略	略

(ウ)・(エ) 略

備考 略

イ 個人利用の場合の利用料金

有料公園施 設の名称等	利用 単位	利用料金			
		大人	子ども	高齢者	障がい者

略		略	略	略	略	略
野津 田公 園テ ニス コート	略	略	略	略	略	略
略		略	略	略	略	略

(ウ)・(エ) 略

備考 略

イ 個人利用の場合の利用料金

有料公園施 設の名称等	利用 単位	利用料金			
		大人	子ども	高齢者	障がい者

略	略	略	略	略	略
---	---	---	---	---	---

備考 略

4 略

5 附属設備利用料金

附属設備の名称等	利用 単位	利用料金	
		スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合及びその他の事業等に利用する場合

略	略	略	略	略	略
町田中央公園テニスコート	1回	310円		100円	100円
鶴川中央公園テニスコート	1回	310円		100円	100円
鶴川第2テニスコート	1回	310円		100円	100円
鶴間公園テニスコート	1回	310円		100円	100円

備考 略

4 略

5 附属設備利用料金

附属設備の名称等	利用 単位	利用料金	
		スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合及びその他の事業等に利用する場合

照明設備	略	略	略	略	略	
	鶴間公園テニスコート	略	略	略	略	
	野津田公園北テニスコート	1面	全灯	30分	410円	830円
	本町田後田グラウンド	全灯		30分	1,460円	2,930円
	小山上沼グラウンド	全灯		30分	730円	1,460円
略	略	略	略	略	略	

備考 略

照明設備	略	略	略	略	略
	鶴間公園テニスコート	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

備考 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。